

秋田県条例第十八号

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第三条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第九条第二項（基準省令附則第十条において準用する場合を含む。）中「完結の日から二年間」とあるのは、「退所の日から五年間」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。